令和９年度放課後児童クラブの入所申込について

1．入所要件

本市の小学校に在籍し、下記のいずれかの理由で保護者が家庭にいない児童です。

① 就労のため
② 出産のため
③ 病気やケガ、心身の障害または病人等の看護（介護）のため
④ 求職中、就職先内定のため（求職での入所は年度内１度を限度とします）
⑤ その他（上記に類する状態にあると認められるとき）



＊母が就労を理由に児童クラブ（保育所等）を利用していた場合で、出産後、育児休業を取得する場合は、育児休業期間中も加入申請することは可能です。（継続加入の必要があると認められる場合のみ加入可）

【ご注意ください】次の場合は入所することができません。

・子どもを保護できる家人がいる場合
・区域外就学で、祖父母宅等に帰宅する場合
・現在、在籍者で納期限分の受託料に未納がある場合

＊定員を上回る申込があった場合は、**1～3年生までの低学年児童を優先して入所決定**します。

2．必要書類　児童１人につき１部提出（消えないボールペンでご記入ください）

① 令和9年度　児童クラブ加入申込書
② 加入申込調査書：健康状態、成長・発達で不安や心配なこと等を詳細に記載。
③ 送迎者登録票及び通学経路の略図：送迎者登録票は送迎する可能性のある方（20歳以上）全員を記載。
④ 承諾書：世帯全員の氏名を記載し、各項目内容についてご確認のうえ、☑を記載。
⑤ 添付書類（下表参照）：同居している家族全員分の書類が必要。（20歳以上65歳未満の方分）

理由	保護者の状況	必　要　書　類
① 就労	就労日数が週３日（月12日）以上 １・２年生　14：30まで就労 ３・４年生　15：00まで就労 ５・６年生　15：30まで就労	**就労証明書**　（原本添付） ※兄弟同時申請時、上の子分はコピー添付可 ※保育所利用の方で、旭市子育て支援課へ提出した就労証明書のコピーでも受付可
② 出産	母の妊娠・出産 入所期間は予定日の前後2か月の属する月	**申立書** ＋ **母子手帳の写し** （手帳の表紙、出産予定日の記載ページ）
③ 病気・看護等	病気やケガ、心身の障害等 看護等を必要とする家族の看護や付添	**申立書** ＋ **診断書**または**障害者手帳等の写し** ※診断書は療養期間の記載が必要（病院様式可）
④ 求職中・就労内定	求職中（入所期間は３か月で延長不可）	**求職申立書**
	就職先内定	**就労証明書**（発行されない場合は**申立書**）
⑤ その他	上記に類する状態	教育総務課へご相談ください

3. 受付期間と提出先

申請の際は、期限厳守にご協力ください。

年度途中からの入所希望については、定員に余裕のあるクラブについて審査、入所決定します。

入所月	受付期間	提出先
継　続　４月	令和８年12月1日(火) ～ 25日(金) ※受付期間以降に申込した場合は ５月以降の入所となります。	加入中の各児童クラブ
新　規　４月		教育総務課 TEL：85-8634 (旭市役所４階32番窓口)
年度途中 （８月のみ入所を除く）	加入希望月の前月10日まで	
８月のみ	令和９年６月１日(火) ～ 14日(月)	

※ チェックリストを活用し、申請前に提出書類を再度ご確認ください。
なお、全ての書類が揃っていなければ受付できないため、期限に余裕をもって申請してください。

【入所の審査について】

・提出された加入申込書、添付書類などにより、入所要件の審査をします。
必要に応じて追加書類を依頼する場合や、勤務先等へ確認させていただく場合があります。

・当該児童クラブの定員を超えた場合、入所選考基準に基づき、入所の可否を決定します。

・４月入所に係る審査の結果については、２月下旬に保護者へ通知します。

4. 入所後の注意事項（詳細については、入所決定時に改めて通知します）

・児童クラブ加入の児童は、全員傷害保険に加入します。

・児童の登所（長期休業時）及び帰宅は、保護者が責任をもって送迎を行ってください。

・児童クラブの管理運営上、開所時間内に必ずお迎えに来てください。

・児童の安全を確保できないため、長期休業時に開所時間前の登所は行わないでください。

・送迎者登録票に記入された方以外の方（例：ファミリー・サポート・センター、放課後デイサービス、友人等）が送迎する場合は、前日までに「家族以外への引き渡し委任状」の提出が必要です。
年間を通じて送迎を頼む場合は、委任する期間を年度末までとしてください。

・転居、就労先の変更や、その他の事由により家庭状況が変わった場合は、すみやかに児童クラブに連絡のうえ、その内容を証明する書類（就労証明書等）を提出してください。

【ご注意ください】いずれかに該当する場合、退所していただく場合があります。

① 入所要件に該当しなくなったとき
② 正当な理由なく長期間にわたり利用しないとき
③ 受託料を滞納したとき
④ 加入児童が他の児童や支援員等に損害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為をしたとき

5. 開所時間

開　　所　　日	開　所　時　間	延　長　時　間
月曜日 ～ 金曜日	下校時から午後６時まで	朝：午前７時30分から午前８時 夕：午後６時から午後６時30分
土曜日（集約して実施）	午前８時から午後６時まで	
長期休業（春、夏、冬） 県民の日、振替休業日	午前８時から午後６時まで	

【土曜日集約先一覧】

児 童 ク ラ ブ 名	実　施　場　所
中央第１～４児童クラブ	中央第１児童クラブ
干潟第１～２児童クラブ・豊畑児童クラブ	干潟第１児童クラブ
富浦児童クラブ・矢指児童クラブ	矢指児童クラブ
琴田児童クラブ・共和児童クラブ	共和児童クラブ
鶴巻児童クラブ・滝郷児童クラブ・嚶鳴第１～２児童クラブ	嚶鳴第１児童クラブ
三川児童クラブ・飯岡児童クラブ	三川児童クラブ
ひかた椿第１・２児童クラブ	ひかた椿第１児童クラブ

6. 休所日（児童クラブが休みの日）

・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月３日）

・旭市に警報（波浪警報除く）が発令され学校が朝から休みの場合や、在校中に警報が発令され学校の判断で下校した場合。

・学校が緊急時において一斉下校となり、学校から直接保護者に児童を引き渡すことになった場合。

・感染症等による学校閉鎖となる場合（学年・学級閉鎖の場合は該当する学年、クラスの児童は利用できません）

＊その他の臨時の休所については、事前に連絡します。

7. 受託料（児童１人あたりの月額）

区　　分	受　　託　　料
月曜日～金曜日の利用	月　額　7,000円　（８月のみ　月額　12,000円）
月曜日～土曜日の利用	月　額　9,000円　（８月のみ　月額　14,000円）
土曜日のみの利用	月　額　2,000円
延長保育の利用	月　額　1,000円

・受託料は、出席日数に関わらず、月額料金の全額がかかります。

・利用しない月は、その前月１５日までに加入変更届を提出してください。（受託料の遡り返還不可）

・延長保育は午後６時のお迎えを少しでも過ぎる日が１日でもある場合は申込みをしてください。

＊受託料は口座振替または納付書にて納付していただきます。（詳細は入所決定後にご案内いたします）

8. 受託料の免除

次の世帯は申請により受託料が免除になります。加入決定後に免除の申請をしてください。

① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯　　②市民税の所得割が非課税の世帯

○ 旭市では、児童クラブの運営を民間事業者に委託しています。

委託事業者名	所在地	運営期間
㈱アンフィニ	㈱本　社）茨城県つくばみらい市板橋 1812-16 ㈱旭支店）旭市ロの 1247 番地４　２階 TEL 0479-74-8650	令和８年４月１日から 令和１１年３月３１日まで

【児童クラブ一覧】

No	名　称	定　員	連　絡　先	住　所
1	中央第１～４児童クラブ	140 人	080-6676-2244	旭市ハの 74 番地 ㈱中央小学校内教室㈱
2	琴田児童クラブ	40 人	0479-63-8288	旭市琴田 2874 番地２ ㈱専用室㈱
3	干潟第１・２児童クラブ	80 人	0479-62-3571	旭市鎌数 9509 番地７ ㈱専用室㈱
4	富浦児童クラブ	35 人	080-5054-2244	旭市中谷里 3383 番地２ ㈱富浦小学校内教室㈱
5	矢指児童クラブ	40 人	0479-62-6820	旭市椎名内 1278 番地 ㈱矢指小学校内教室㈱
6	共和児童クラブ	40 人	0479-60-3066	旭市新町 771 番地 ㈱専用室㈱
7	豊畑児童クラブ	30 人	080-5066-2244	旭市井戸野 2738 番地 ㈱豊畑小学校体育館学童室㈱
8	鶴巻児童クラブ	30 人	080-5062-2244	旭市蛇園 5533 番地 ㈱鶴巻小学校内教室㈱
9	滝郷児童クラブ	20 人	080-5377-2244	旭市清滝 821 番地 ㈱滝郷小学校内教室㈱
10	嚶鳴第１・２児童クラブ	80 人	0479-50-3700	旭市後草 1647 番地１ ㈱専用室㈱
11	三川児童クラブ	40 人	080-6671-9944	旭市三川 4643 番地 ㈱三川小学校内教室㈱
12	飯岡児童クラブ	30 人	080-5468-2244	旭市飯岡 2020 番地１ ㈱飯岡小学校内教室㈱
13	ひかた椿第１・２児童クラブ	70 人	080-6678-2244	旭市鏑木 2699 番地 ㈱ひかた椿小学校内教室㈱

【問合せ先】
旭市教育委員会　教育総務課指導班
TEL：0479-85-8634

★放課後児童クラブは、学校が行っている事業ではありません。
問合せは、教育委員会教育総務課までお願いします。